

第9 条例等

番号	条例等
1	岡山市防災会議条例
2	岡山市防災会議条例施行規則
3	岡山市災害対策本部条例
4	岡山市災害対策本部規程
5	岡山市災害救助条例
6	岡山市災害救助条例施行規則
7	岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例
8	岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
9	岡山市災害見舞金等支給要綱
10	岡山市災害救助法施行細則
11	岡山市災害救助法基金条例
12	岡山県災害報告規則
13	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱
14	緊急消防援助隊の運用に関する要綱
15	岡山市災害緊急放送要領
16	岡山市防災行政無線の管理運用に関する規程
17	岡山市防災行政無線運用細則
18	岡山市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱
19	岡山市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱
20	岡山市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

1 岡山市防災会議条例

〔 昭和38年10月 8 日 〕
市 条 例 第 41 号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、岡山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）岡山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - （1）市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （2）岡山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - （3）岡山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - （4）市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （5）市教育委員会教育長
 - （6）市消防長及び消防団長
 - （7）市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （8）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - （9）市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 委員の定数は、55人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第4条 防災会議に、第2条に掲げる事務に関し専門的事項等を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門的事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（専門調査会）

第5条 防災会議に、第2条に掲げる事務に関し専門的事項等を調査審議させるため、必要に応じ専門調査会を置くことができる。

- 2 専門調査会は、防災会議の委員及び前条の専門委員のうちから会長が指名した者をもつて組織する。
- 3 専門調査会に会長を置き、防災会議の会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 専門調査会は、当該専門的事項等の調査審議が終了したときは、速やかにその結果を防災会議の会長に報告しなければならない。
- 5 第3条第3項及び第4項の規定は、専門調査会について準用する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は市長が、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は防災会議の会長が防災会議に諮つて、それぞれ定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年市条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年市条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年市条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年市条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年市条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

岡山市防災会議委員名簿

会 長 条例第3条第2項

岡 山 市	市長の職に有る者
-------	----------

委 員（54名） 条例第3条第5項、第6項（55名以内）、第7項（任期2年）

第1号委員（指定地方行政機関のうちから市長が任命する者）

岡 山 国 道 事 務 所	所長の職に有る者又は事務所の職員のうち所長の推薦する者
岡 山 河 川 事 務 所	所長の職に有る者又は事務所の職員のうち所長の推薦する者
玉 野 海 上 保 安 部	部長の職に有る者又は海上保安部の職員のうち部長の推薦する者
岡 山 地 方 気 象 台	台長の職に有る者又は気象台の職員のうち台長の推薦する者

第2号委員（県の知事部内の職員のうちから市長が任命する者）

岡 山 県 備 前 県 民 局	地域防災監の職に有る者又は県民局の職員のうち地域防災監の推薦する者
-----------------	-----------------------------------

第3号委員（県警察の警察官のうちから市長が任命する者）

岡 山 県 警 察 本 部	警備部警備課長の職に有る者又は警察署の職員のうち警備部警備課長の推薦する者
---------------	---------------------------------------

第4号委員（市長がその部内の職員のうちから指名する者）

岡 山 市	副市長の職に有る者
〃	副市長の職に有る者
〃	危機管理担当局長の職に有る者又は危機管理局の職員のうち局長の推薦する者
〃	総務局長の職に有る者又は総務局の職員のうち局長の推薦する者
〃	保健福祉局長の職に有る者又は保健福祉局の職員のうち局長の推薦する者
〃	下水道河川局長の職に有る者又は下水道河川局の職員のうち局長の推薦する者
〃	第4号委員に女性委員がない場合、「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」を推進するため、危機管理室、総務局、保健福祉局、下水道河川局以外で局長又は審議監の職に有る女性職員のうち、危機管理担当局長の推薦する者

第5号委員（市教育委員会教育長）

岡 山 市	教育長の職に有る者
-------	-----------

第6号委員（市消防長及び消防団長）

岡 山 市	消防局長の職に有る者
岡 山 市 消 防 団	消防団長の職に有る者

第7号委員（指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者）

西日本電信電話(株)岡山支店	支店長の職に有る者又は社員のうち支店長の推薦する者
中国電力ネットワーク(株) 岡山ネットワークセンター	所長の職に有る者又は社員のうち所長の推薦する者
日本赤十字社岡山県支部	事務局長の職に有る者又は職員のうち事務局長の推薦する者
日本放送協会岡山放送局	局長の職に有る者又は職員のうち局長の推薦する者
山陽放送(株)	報道制作局報道部長の職に有る者又は社員のうち部長の推薦する者
岡山放送(株)	報道制作局報道部長の職に有る者又は社員のうち部長の推薦する者
テレビせとうち(株)	報道制作局制作部長の職に有る者又は社員のうち部長の推薦する者
岡山ガス(株)	供給部長の職に有る者又は社員のうち部長の推薦する者
(一社)岡山県トラック協会 岡山支部	支部長の職に有る者又は会員のうち支部長の推薦する者
岡山県貨物運送(株)	総務部長の職に有る者又は社員のうち部長の推薦する者

第8号委員（自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者）

岡山大学	学長の職に有る者又は教授・准教授のうち学長の推薦する者
公立大学法人 岡山県立大学	学長の職に有る者又は教授・准教授のうち学長の推薦する者
ノートルダム清心女子大学	学長の職に有る者又は教授・准教授のうち学長の推薦する者
岡山市女性防火クラブ	会長の職にある者又は会員のうち会長の推薦する者
連合自主防災会、自主防災会	会長の職にある者又は会員のうち会長の推薦する者

第9号委員（市長が特に必要と認めて任命する者）

岡山市議会	議長長の職に有る者又は市議会議員のうち議長長の推薦する者
岡山市連合町内会	会長の職に有る者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山市安全安心ネットワーク連 絡協議会防災専門部会	会長の職に有る者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山市連合婦人会	会長の職に有る者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山市内医師会連合会	理事長の職に有る者又は会員のうち理事長の推薦する者
(一社)岡山市医師会	会長の職に有る者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山市内歯科医師会連合会	理事長の職に有る者又は会員のうち理事長の推薦する者
岡山市薬剤師会	会長の職に有る者又は会員のうち会長の推薦する者
(公社)岡山県看護協会	会長の職に有る者又は会員のうち会長の推薦する者
(一社)岡山県病院協会岡山支部	支部長の職に有る者又は会員のうち支部長の推薦する者
岡山ネットワーク（株）	報道制作部課長の職に有る者又は会員のうち報道制作部課長の推薦する者
岡山県老人福祉施設協議会岡山 市ブロック	会長の職に有る者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山市交通安全母の会連絡協議会	会長の職にある者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山市民生委員児童委員協議会	会長の職にある者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山市赤十字奉仕団	委員長長の職にある者又は団員のうち委員長の推薦する者
(一社)岡山市老人クラブ連合会	会長の職にある者又は会員のうち会長の推薦する者
(社福)岡山市社会福祉協議会	会長の職にある者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山市ボランティアグループ連 絡協議会	会長の職にある者又は会員のうち会長の推薦する者

認定特定非営利活動法人AMD A	理事長の職にある者又は会員のうち理事長の推薦する者
(公財)岡山市ふれあい公社	理事長の職にある者又は会員のうち理事長の推薦する者
御津女性学級	会長の職にある者又は会員のうち会長の推薦する者
特定非営利活動法人 まちづくり推進機構岡山	代表理事の職にある者又は会員のうち代表理事の推薦する者
岡山市栄養改善協議会	会長の職にある者又は会員のうち会長の推薦する者

2 岡山市防災会議条例施行規則

〔 昭和39年9月3日 〕
市 規 則 第 45 号〕

（目的）

第1条 この規則は、岡山市防災会議条例（昭和38年市条例第41号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 岡山市防災会議（以下「防災会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員は、必要があるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

3 防災会議の招集は、あらかじめ開催日時、場所及び付議事項を示して、書面により委員に通知するものとする。ただし、急施を要するときは、この限りでない。

（定足数）

第3条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（委員の代理者）

第4条 委員は、やむを得ない理由により防災会議に出席できないときは、その属する機関の職員の中から代理者を選任し、その者を防災会議に出席させることができる。

（会議の議決）

第5条 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専決処分）

第6条 会長において防災会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない理由により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項に定める場合のほか、会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、軽易な事項について専決することができる。

3 会長は、前2項の規定により専決したときは、次の防災会議に報告し、承認を得なければならない。

（庶務）

第7条 防災会議の庶務は、危機管理室において行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年市規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年市規則第46号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月2日から適用する。

附 則（平成6年市規則第92号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成19年市規則第270号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年市規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年市規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年市規則第103号）

この規則は、公布の日から施行する。

3 岡山市災害対策本部条例

〔 昭和38年10月 8 日 〕
市 条 例 第 42 号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、岡山市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（区災害対策本部）

第4条 災害対策本部に区災害対策本部を置く。

2 区災害対策本部に属すべき本部職員（以下「区本部職員」という。）は、災害対策本部長が指名する。

3 区災害対策本部に区災害対策本部長を置き、災害対策本部長の指名する区本部職員がこれに当たる。

4 区災害対策本部長は、区災害対策本部の事務を掌理する。

5 区災害対策本部長に事故があるときは、あらかじめ当該区災害対策本部に属する区本部職員のうちから区災害対策本部長が指名する者がその職務を代理する。

（現地災害対策本部）

第5条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年市条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年市条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年市条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 岡山市災害対策本部規程

〔 昭和40年 6 月 1 日 〕
〔 市 告 示 第 2 0 号 〕

（趣旨）

第1条 この告示は、岡山市災害対策本部条例（昭和38年市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、岡山市災害対策本部（以下「市本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市本部は、市内に非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防活動、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため、防災活動業務を開始する必要があるとき設置する。

（任務）

第3条 市本部は、次に掲げる事項を処理する。

- （1）水防その他の緊急災害予防に関すること。
- （2）災害救助その他の民生安定に関すること。
- （3）災害の緊急復旧に関すること。
- （4）その他防災に関すること。

（組織）

第4条 条例第3条第1項の規定により、市本部に別表に掲げる部を置く。

- 2 部の事務を分掌するため、別表に掲げる班を置く。
- 3 部に部長及び副部長を置き、班に班長を置く。

（副本部長）

第5条 災害対策副本部長は、副市長をもつて充てる。

（部長、副部長及び班長）

第6条 部長、副部長及び班長は、それぞれ別表に掲げる職にある者をもつて充てる。

- 2 部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）の命を受け、別表に掲げる所管事項を掌理する。
- 3 副部長は、部長を助け、部長に事故があるときは、部長の職務を代理する。
- 4 班長は、部長の命を受け、所掌事務を処理する。

（班員）

第7条 班に別表に掲げる班員を置く。ただし、本部長が必要と認めたときは、職員を指定してその配置を変更することができる。

- 2 班員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

（本部連絡員）

第8条 部に本部連絡員を置く。

- 2 本部連絡員は、部長が指名する。
- 3 本部連絡員は、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況その他災害活動に必要な情報の取りまとめ及び本部長の指令等を所属の部に伝達する事務に従事する。
- 4 本部連絡員は、必要に応じて本部長の命により所定の場所に常駐するものとする。

（本部会議）

第9条 市本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、本部付及び各部長をもつて構成し、本部長が招集する。

- 2 本部会議は、本部長が主宰し、第3条に掲げる事項に関し施策の調整及び推進について協議する。

（活動開始）

第10条 防災活動業務を開始するため、市本部が設置されたときは、関係の各部・各班は、直ちに別に定める非常執務態勢を整え、所定の業務に着手しなければならない。

（関係機関との連絡及び協力要請）

第11条 部長及び班長は、関係機関との連絡を緊密にするとともに、関係機関に協力を要請する必要があるときは、直ちに本部長に通報しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は直接関係機関に協力を要請することができる。この場合においては、事後直ちに本部長に報告しなければならない。

（情報、被害状況等の報告）

第12条 部長及び班長は、出先機関の長その他関係機関から災害に関する情報又は被害の状況の報告を受けたときは、総務部総務班長に連絡するものとする。

（班長及び班員の心がまえ）

第13条 班長及び班員は、勤務時間の内外を問わず非常災害発生のおそれがある場合には、諸般の情勢に注意するとともに、事態が急迫したと認めるとき又は非常災害が発生したときは、直ちに所定の部署につかなければならない。

第14条 各部、各班は、非常災害の場合機宜の措置を講ずることができるよう常に調査研究し、いかなる緊急事態にも対処できるよう準備しておかなければならない。

（相互協力の義務）

第15条 各部、各班は、任務の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力についてじゅうぶんな努力を払わなければならない。

（市本部の廃止）

第16条 本部長は、災害の危険がなくなつたと認めるとき又は災害発生後における措置がおおむね完了したと認めるときは、市本部を廃止する。

附 則

1 この規程は、告示の日から施行する。

2 岡山市災害救助隊規程（昭和29年市告示第57号）は、廃止する。

附 則（昭和47年市告示第93号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和48年市告示第112号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和48年市告示第118号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和49年市告示第88号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和49年市告示第188号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和50年市告示第277号）

この要綱は、告示の日から施行し、昭和50年5月1日から適用する。

附 則（昭和51年市告示第216号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和51年市告示第258号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和52年市告示第214号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和53年市告示第240号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和54年市告示第272号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和55年市告示第782号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和57年市告示第250号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年市告示第520号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年市告示第253号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年市告示第16号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年市告示第48号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年市告示第9号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年市告示第471号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年市告示第704号）

この告示は、公布の日から施行する。

5 岡山市災害救助条例

〔 昭和30年10月17日 〕
市 条 例 第 27 号

（目的）

第1条 この条例は、非常災害の発生に際して、本市が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けない場合、その災害の被災者に対して応急的に必要な救助を行うとともに社会の秩序の保全をはかることを目的とする。

（適用基準）

第2条 この条例による災害救助の適用基準は、10世帯又は40人以上の者が同一災害にかかった場合とする。

2 前項のり災10世帯は、全焼、全壊又は流失等のものを対象とする。但し、半焼又は半壊の場合は、2世帯をもつて1世帯とみなし、床上浸水の場合は、3世帯をもつて1世帯とみなして算定する。

（救助の種類等）

第3条 救助の種類は、次のとおりとする。

- （1）避難所及び応急仮設住宅の供与
- （2）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- （3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （4）医療及び助産
- （5）被災者の救出
- （6）被災した住宅の応急修理
- （7）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- （8）学用品の給与
- （9）埋葬
- （10）前各号に規定するもののほか、規則で定めるもの

2 救助の実施は、現物給付をもつて原則とする。

3 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第1章で定める基準を参酌して、規則で定める。

4 前項の規則によつては救助の適切な実施が困難な場合には、市長は、救助の程度、方法及び期間を別に定めることが出来る。

（委任）

第4条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和33年市条例第25号）

この条例は、昭和33年10月1日から施行する。

附 則（昭和39年市条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年市条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年市条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年市条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年市条例第122号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４８年市条例第４４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４９年市条例第１０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５０年市条例第７０号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和５０年４月１日から適用する。

附 則（昭和５０年市条例第９９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５１年市条例第６３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５２年市条例第５５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５３年市条例第４４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５４年市条例第３４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５５年市条例第４２号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和５５年４月１日から適用する。

附 則（昭和５６年市条例第３３号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和５６年４月１日から適用する。

附 則（昭和５７年市条例第５０号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岡山市災害救助条例の規定は、昭和５７年４月１日から適用する。

附 則（昭和５９年市条例第４４号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岡山市災害救助条例の規定は、昭和５９年４月１日から適用する。

附 則（昭和６０年市条例第３３号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岡山市災害救助条例の規定は、昭和６０年４月１日から適用する。

附 則（昭和６１年市条例第４７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和６３年市条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年市条例第１８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２年市条例第１５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成３年市条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成４年市条例第１４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成５年市条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成６年市条例第２４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年市条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年市条例第 4 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年市条例第 6 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 0 年市条例第 5 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 3 年市条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 4 年市条例第 2 0 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 1 年市条例第 2 6 号）

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

6 岡山市災害救助条例施行規則

〔平成31年3月27日〕
市規則第48号

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山市災害救助条例（昭和30年市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（救助の種類）

第2条 条例第3条第1項第10号の規則で定める救助の種類は、次のとおりとする。

（1）死体の搜索及び処理

（2）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（救助の程度、方法及び期間）

第3条 条例第3条第3項の規則で定める救助の程度、方法及び期間は、岡山市災害救助法施行細則（平成31年市規則第46号）第2条の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和7年市規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

7 岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例

〔 昭和49年6月24日
市 条 例 第 41 号 〕

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2）市民 災害により被害を受けた当時、岡山市の区域内に住所を有した者をいう。

（災害弔慰金の支給）

第3条 市長は、市民が令第1条に規定する災害（第5条から第7条まで、第9条及び第10条において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1）死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2）前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- （3）死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条の規定により災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際、現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとす

る。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合(その症状が固定した場合を含む。)において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(次条において「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ウ 住居が半壊した場合 270万円
- エ 住居が全壊した場合 350万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円
- イ 住居が半壊した場合 170万円
- ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
- エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項かつこ書に該当する場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞のときを除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年市条例第71号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和51年市条例第68号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和53年市条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岡山市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定は、昭和53年4月1日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和56年市条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年市条例第55号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条から第11条までの規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (平成元年市条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年市条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年市条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年市条例第90号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

8 岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

〔 昭和49年 6 月24日
市 規 則 第 52 号 〕

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害弔慰金の支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1）死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- （2）死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- （3）死亡者の遺族に関する事項
- （4）支給の制限に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（災害弔慰金の支給に関する必要書類の提出）

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

（災害障害見舞金の支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- （1）障害者の氏名、性別及び生年月日
- （2）障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- （3）障害の種類及び程度に関する事項
- （4）支給の制限に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（災害障害見舞金の支給に関する必要書類の提出）

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、又は疾病にかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

（借入れの申込）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- （1）借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- （2）貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- （3）貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- （4）保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1）世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- （2）借入申込者の世帯の被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。）の所得に関する市町村長の証明書
- （3）その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、必要な範囲で借入申込書の提出期限を延長することができる。

(調査)

第 7 条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定及び通知)

第 8 条 市長は、資金を貸し付けることを決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第 3 号)により借入申込者に通知するものとする。

2 市長は、資金を貸し付けないことを決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第 4 号)により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(様式第 5 号)に、資金の貸付けの決定を受けた者の印鑑登録証明書(保証人を立てる場合は、貸付の決定を受けた者及び保証人の印鑑登録証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 10 条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

第 11 条 市長は、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第 6 号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認めることを決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第 8 号)により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めないことを決定したときは、支払猶予不承認通知書(様式第 9 号)により当該借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、延滞利子の支払を免除した期間及び金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払免除を認めないことを決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)により当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認めることを決定したときは、償還免除承認通知書(様式第 14 号)により当該償還免除申請者に通知するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めないことを決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第 15 号)により当該償還

免除申請者に通知するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年市規則第68号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成30年市規則第211号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年市規則第59条)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

9 岡山市災害見舞金等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、非常災害の発生に際し、災害の被災者に対して災害見舞金、弔慰金及び障害見舞金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することにより、被害を受けた者の援護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に定める「災害」とは、震災、風水害等の自然災害並びに火災及び爆発をいう。

(対象被害)

第3条 この要綱に定める災害見舞金等は、現に自己の生活の本拠として住居の用に供している建物が災害により、全焼、全壊、流失若しくは半焼、半壊、床上浸水したとき又は居住者が死亡若しくは1か月以上の負傷をしたときに支給する。

(被害の認定)

第4条 被害程度の認定は、次の区分による。

- (1) 全焼、全壊及び流失とは、住家の全部若しくは延床面積の70パーセント以上が焼失、損壊若しくは流失した場合、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50パーセント以上に達した場合をいう。
- (2) 半焼及び半壊とは、住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満が焼失若しくは損壊した場合、又は住家の主要構造部の被害額が、その時価の20パーセント以上50パーセント未満の場合をいう。
- (3) 床上浸水とは、洪水や高潮等により浸水し、その水位が、住家の床より上に達した場合をいう。
- (4) 死亡者とは当該被害が原因で死亡（当該発生の日から起算して90日以内に死亡した場合を含む。）し、又は死亡したと推定される者をいう。
- (5) 負傷者とは、当該火災が原因で負傷（災害が直接の原因による疾病を含む。）し、医師の診断により1か月以上の治療を受ける必要のある者をいう。

(世帯の認定)

第5条 世帯の認定については、同一の住居に居住し、生計を一にしている生活単位をもって1世帯とする。
2 学校、工場等の寄宿舎、寮その他これに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営み各個人の生計の独立性が認められないものについては「準世帯」とする。

(災害見舞金等の額)

第6条 第3条に定める被害を受けたときは、被害程度により次に掲げる区分に応じて災害見舞金等を支給する。

(1) 災害見舞金

ア 全焼、全壊、流失

(ア) 準世帯	1人	10,000円
(イ) 世帯に属する者が1人の世帯	1世帯	30,000円
(ウ) 世帯に属する者が2人又は3人の世帯	1世帯	40,000円
(エ) 世帯に属する者が4人以上の世帯	1世帯	50,000円

イ 半焼、半壊

(ア) 準世帯	1人	5,000円
(イ) 世帯に属する者が1人の世帯	1世帯	15,000円
(ウ) 世帯に属する者が2人又は3人の世帯	1世帯	20,000円
(エ) 世帯に属する者が4人以上の世帯	1世帯	30,000円

ウ 床上浸水

(ア) 準世帯	1人	5,000円
(イ) 準世帯以外の世帯	1世帯	15,000円

(2) 弔慰金

ア 死亡者が死亡当時においてその死亡に関し弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合		
	1 人	120,000円
イ その他の場合		
	1 人	60,000円
ウ 準世帯に属する者が死亡した場合		
	1 人	25,000円

(3) 障害見舞金

ア 準世帯に属する者	1 人	15,000円
イ 準世帯以外の世帯に属する者	1 人	30,000円

2 前項第1号ア、イに該当する場合において、世帯に属する者の人数については、当該災害により死亡した人数を除いた世帯人員の区分に応じ、災害見舞金を支給する。

ただし、前項第1号ア、イ及び第3号に該当し、災害見舞金及び障害見舞金の支給を受けた後において当該災害が直接の原因となり死亡した場合は、前項第2号の弔慰金を合わせて支給する。

(支給の方法)

第7条 この災害見舞金等は、災害を受けた世帯の世帯主又は当該世帯主に受領の委任を受けた者に支給する。ただし、世帯主が死亡し、又は世帯全員が死亡したときは、その葬祭を行う者若しくはその者に受領を委任された者に支給する。

(支給の制限)

第8条 当該災害が被災者又は受給資格者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、災害見舞金等の全部又は一部を支給しないことができる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月5日から施行する。

10 岡山市災害救助法施行細則

〔 平成31年3月27日 〕
市規則第 4 6 号〕

（趣旨）

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の施行については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令，厚生省令，内務省令，大蔵省令，運輸省令第1号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（救助の程度，方法及び期間）

第2条 令第3条第1項の救助の程度，方法及び期間は、災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）の定めるところによる。

（物資の保管命令，収容等の場合の公用令書，公用変更令書及び公用取消令書）

第3条 施行規則第1条に規定する公用令書，公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次に定めるところによる。

（1） 公用令書 様式第1号から様式第4号まで

（2） 公用変更令書 様式第5号

（3） 公用取消令書 様式第6号

2 前項第1号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳（様式第7号）に登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用変更令書又は同項第3号の公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては変更事項を記録しなければならない。

（受領調書）

第4条 施行規則第2条第2項の規定により収用し、又は使用すべき物資の引渡しを受けた当該職員が、同条第3項の規定により、受領調書（様式第8号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（損失補償請求書）

第5条 施行規則第3条の損失補償請求書の様式の標準は、様式第9号とする。

2 損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

（救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書）

第6条 施行規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次に定めるところによる。

（1） 公用令書 様式第10号

（2） 公用取消令書 様式第11号

2 前項第1号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳（様式第12号）に登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

（従事することができない旨の届出）

第7条 施行規則第4条第2項の規定による届出には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 負傷又は疾病により従事することができない場合には、医師の診断書

（2） 天災その他避けられない事故により従事することができない場合には、市町村長，警察官又はその他適当な公務員の証明書

（実費弁償の程度）

第8条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）別表第2の定めるところによる。ただし、旅費については、岡山市職員等の旅費に関する条例（昭和36年市条例第9号）の適用を受ける職員の旅費の例により算出した額とする。

(実費弁償請求書)

第9条 施行規則第5条の実費弁償請求書の様式の標準は、様式第13号とする。

(立入検査証票)

第10条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により当該職員が立入検査に当たって携帯しなければならない証票は、様式第14号によるものとする。

(扶助金支給申請書)

第11条 施行規則第6条の扶助金支給申請書の様式の標準は、様式第15号とする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書には、次の区別に従い、所要の書類を添付しなければならない。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入の途がない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第12条の扶助金の支給申請書には、施行規則第6条第2項及び前項に定める書類のほか、協力命令を発した旨の市長の証明書を添付しなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年市規則第113号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年市規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年市規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年市規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年市規則第75号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

保 管	第	号
-----	---	---

公 用 令 書

住所（所在地）
氏名（法人その他の団体については，その名称）

災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）第 9 条第 1 項の規定により，下記の物資の保管を命ずる。

年 月 日

岡山市長 印

記

物資の種類	数量	所在の場所	期間

- 1 この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日から起算して 3 か月以内に，岡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については，この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡山市を被告として（訴訟において岡山市を代表する者は岡山市長となります。），処分の取消の訴えをすることができます。

-----（切取線）-----
受領書

保 管	第	号
-----	---	---

1 公用令書

上記受領した。

年 月 日

岡山市長 様

住所（所在地）
氏名（法人その他の団体については，その名称）

印

様式第 2 号（第 3 条関係）

収 用	第 号
-----	-----

公 用 令 書

住所（所在地）
氏名（法人その他の団体については，その名称）

災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）第 9 条第 1 項の規定により，下記の物資を収用する。
年 月 日

岡山市長 印

記

物資の種類	数量	所在の場所	引渡時期

- 1 この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日から起算して 3 か月以内に，岡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については，この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡山市を被告として（訴訟において岡山市を代表する者は岡山市長となります。），処分の取消の訴えをすることができます。

-----（切取線）-----

受領書

収 用	第 号
-----	-----

1 公用令書
上記受領した。
年 月 日

岡山市長 様

住所（所在地）
氏名（法人その他の団体については，その名称）
印

様式第 3 号（第 3 条関係）

管 理	第 号
-----	-----

公 用 令 書

住所（所在地）

氏名（法人その他の団体については，その名称）

災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）第 9 条第 1 項の規定により，下記の施設を管理する。

年 月 日

岡山市長 印

記

施設の名称	種類	所在の場所	管理の範囲	期間

- 1 この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日から起算して 3 か月以内に，岡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については，この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡山市を被告として（訴訟において岡山市を代表する者は岡山市長となります。），処分の取消の訴えをすることができます。

-----（切取線）-----

受領書

管 理	第 号
-----	-----

1 公用令書

上記受領した。

年 月 日

岡山市長 様

住所（所在地）

氏名（法人その他の団体については，その名称）

印

様式第4号（第3条関係）

土地 使用 家屋 物資	第 号
-------------------	-----

公 用 令 書

住所（所在地）
氏名（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法（昭和22年法律第118号）第9条第1項の規定により、下記の土地、家屋、物資を使用する。

年 月 日

岡山市長 印

記

区分	種類	数量	所在の場所	範囲	期間	引渡時期
土地						
家屋						
物資						

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日から起算して3か月以内に、岡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に岡山市を被告として（訴訟において岡山市を代表する者は岡山市長となります。）、処分の取消の訴えをすることができます。

-----（切取線）-----
受領書

土地 使用 家屋 物資	第 号
-------------------	-----

1 公用令書

上記受領した。

年 月 日

岡山市長 様

住所（所在地）
氏名（法人その他の団体については、その名称）

印

様式第5号 (第3条関係)

公用變更令書 發付番 號	第 號
公用令書 發付番 號 年 月 日	第 號 年 月 日

公用變更令書

住所（所在地）

氏名（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第９条第２項において準用する同法第５条第２項の規定により交付した公用令書を、下記のとおり変更したので災害救助法施行規則（昭和２２年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第１号）第１条第４項の規定により、これを交付する。

年 月 日

岡山市長

印

記

物資の種類	数量	所在の場所	期間

注 収用，管理又は使用の場合は，それぞれの公用令書の記に記載の欄を設けること。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日から起算して3か月以内に、岡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に岡山市を被告として（訴訟において岡山市を代表する者は岡山市長となります。）、処分の取消の訴えをすることができます。

(切取線)

受領書

公 用 变 更 令 書 發 付 番 号	第 号
公 用 令 書 發 付 番 号 年 月 日	第 号 年 月 日

1 公用變更令書

上記受領した。

年 月 日

岡山市長

様

住所（所在地）

氏名（法人その他の団体については、その名称）

印

様式第6号（第3条関係）

公用取消令書 發付番号	第 号
公用令書 發付番号年月日	第 号 年 月 日

公用取消令書

住所（所在地）

氏名（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法（昭和22年法律第118号）第9条第1項の規定による
 となったので、災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、
 運輸省令第1号）第1条第5項の規定により、これを交付する。

年 月 日

岡山市長

印

(切取線)

受領書

公 用 取 消 令 書 發 付 番 号	第 号
公 用 令 書 發 付 番 号 年 月 日	第 号 年 月 日

1 公用取消令書

上記受領した。

年 月 日

岡山市長

様

住所（所在地）

氏名（法人その他の団体については、その名称）

印

様式第7号（第3条関係）

公 用 令 書 発 付 号 番	第 号
公 用 令 書 発 付 年 月 日	年 月 日

強制物件台帳

所有者住所 氏名

占有者住所 氏名

(法人その他の団体については、その所在地及び名称)

区分	種類	数量	所在の場所	名称	範囲	期間	引渡時期	備考	変更理由 その他
公用令書の内容									
変更事項及びその理由									
取消理由									
損失補償欄	種類		請求額	請求者	補償額	補償年月日	備考		

様式第 8 号（第 4 条関係）

受領調書

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 9 条第 1 項の規定により収用（使用）する物資を次のとおり受領したので，受領調書を作成し，各 1 通を所持するものとする。

年 月 日

岡山市職員

受領者 氏名

印

物資所有者（又は占有者）

立会人 氏名

印

記

- 1 受領した物資の種類及び数量
- 2 受領した年月日
- 3 受領した場所
- 4 その他必要と認める事項

様式第 9 号（第 5 条関係）

損失補償請求書

公 発	用 付	令 番	書 号	第	号
公 発	用 付	年	月	日	年 月 日

請求額 円

内訳 損失補償額算出明細書及び受領調書写し別紙のとおり

上記金額を次の理由により請求する。

請求理由

年 月 日

住所（所在地）

氏名 印

（法人その他の団体については、その名称、代表者氏名）

岡山市長 様

様式第 1 0 号（第 6 条関係）（表）

公用令書 発付番号	第 号
--------------	----------------

公用令書

住所
職業
氏名

年 月 日生

〔 法人その他の団体については、その名称、
事業の種類及び主たる事務所の所在地 〕

災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり従事を命ずる。

従事すべき救助業務					
従事すべき場所					
従事すべき期間	自	年	月	日	日間
	至	年	月	日	
出頭すべき日時及び場所					

注：法人その他の団体については、従事すべき業務の内容、計画その他必要と認める事項を記載すること。

年 月 日

岡山市長

印

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日から起算して 3 か月以内に、岡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡山市を被告として（訴訟において岡山市を代表する者は岡山市長となります。）、処分の取消の訴えをすることができます。

-----（切取線）-----
受領書

公用令書 発付番号	第 号
--------------	----------------

1 公用令書
上記受領した。

年 月 日 午前／午後 時 分

岡山市長

様

住所（所在地）

氏名（法人その他の団体については、その名称）

印

(裏)

従事令書の交付を受けた者の心得

- 1 従事令書の交付を受けた者は、この令書を持って、指定の日時及び場所に出頭し、係員に届け出ること。
- 2 従事令書の交付を受けた者が負傷又は疾病により指定の日時に出頭できない場合に、医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官又は公務員の証明書）を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。
- 3 従事令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市町村長、警察官、船長又は駅長の証明書を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。
- 4 従事令書の交付を受けた者で、旅費の前渡金払を受けなければ出頭することができない者は、居住地の市町村長にこの令書を提示し、立替払を請求することができる。ただし、出頭すべき場所が居住地の市町村であるときは、この限りでない。
- 5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条の規定により6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられることがある。

様式第 1 1 号（第 6 条関係）

公 用 取 消 令 書 番 号	第 号
公 用 令 書 発 付 番 号 年 月 日	第 号 年 月 日

公用取消令書

住所 （所在地）
職業
氏名（法人その他の団体については、その名称）
印

災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事
させることが適当でないと認められるので、災害救助法施行規則（昭和 2 2 年総理府令，厚生省
令，内務省令，大蔵省令，運輸省令第 1 号）第 4 条第 3 項の規定によりこれを交付する。

年 月 日
岡山市長 印

-----（切取線）-----
受領書

公 用 取 消 令 書 番 号	第 号
公 用 令 書 番 号 年 月 日	第 号 年 月 日

1 公用取消令書
上記受領した。

前
年 月 日 午 時 分
後

岡山市長 様

住所（所在地）
氏名（法人その他の団体については、その名称）
印

様式第 1 2 号（第 6 条関係）

公 用 令 書 発 付 番 号	第 号
公 用 令 書 発 付 年 月 日	年 月 日

救助従事者台帳

住所
職業
氏名

年 月 日生

従事すべき救助業務					
従事すべき場所					
従事すべき期間					
出頭すべき場所					
出頭すべき日時					
公用令書取消理由					
負傷し、疾病にかかり又は死亡した日時					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
備考					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡したとき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考 (住所)
扶助金支給欄	扶助金の種類	金額	支給年月日	備考	

様式第 13 号（第 9 条関係）

公用令書発付 番 号	第 号
公 用 令 書 発 付 年 月 日	年 月 日

実費弁償請求書

請求額 円

内訳 別紙明細書のとおり

災害救助法施行規則（昭和 22 年総理庁令，厚生省令，内務省令，大蔵省令，運輸省令第 1 号）第 5 条の規定により，下記の事実によって，上記金額を請求する。

記

- 1 従事した業務
- 2 従事した期間
- 3 従事した場所

年 月 日

岡山市長 様（ 経由）

住所（所在地）

職業

氏名 印

様式第 1 4 号（第 1 0 条関係）

（表）

災害救助法第 1 0 条の規定による立入検査証票	注意 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
第 号 所属 職名 氏名 年 月 日交付 岡山市長 印	2 この証票の有効期限は、 年 月 日までとする。 3 この証票は、有効期限を経過し、又は 不用になったときは、速やかに返還しな ければならない。

（備考 用紙の大きさは、縦 8 . 5 センチメートル、横 1 3 センチメートルとする。）

（裏）

災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）（抜粋） （指定行政機関の長等の立入検査等） 第 6 条 1 ・ 2 略 3 前 2 項の規定により立ち入る場合において、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。 4 当該職員が第 1 項又は第 2 項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。 5 第 1 項及び第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （都道府県知事等の立入検査等） 第 1 0 条 前条第 1 項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土	地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。 2 都道府県知事等は、前条第 1 項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。 3 第 6 条第 3 項から第 5 項までの規定は、前 2 項の場合に準用する。
---	---

様式第 1 5 号（第 1 1 条関係）

療養・休業
障害・遺族
葬祭・打切

災害救助法による
扶助金支給申請書

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所氏名					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状態					
公用令書発付番号					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人と関係のあった主な親族の状況	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考 (住所)

災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）第 1 2 条の規定による扶助金の支給について、別紙を添えて申請します。

年 月 日

岡山市長 様

住所
氏名

印

11 岡山市災害救助法基金条例

〔 平成31年3月19日 〕
市 条 例 第 1 号

（設置及び目的）

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号）第21条第1項に規定する災害救助に要する費用支弁の財源に充てるため、岡山市災害救助法基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の当該歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（参考 平成31年市規則第47号で平成31年4月1日から施行）

12 岡山県災害報告規則

昭和30年5月20日
岡山県規則第2号
岡山県教育委員会

(目的)

第1条 この規則は、災害の発生した場合において、その被害状況を迅速かつ的確に調査し、災害対策の円滑な実施に資することを目的とする。

(被害状況の報告)

第2条 市町村長（一部事務組合の管理者を含む。以下同じ。）は、災害による被害があったときは、速やかにその状況を調査して次条に定めるところにより県に報告しなければならない。

2 県の出先機関の長等（県立学校の長を含む。以下同じ。）は、災害による被害があったとき又は市町村長から前項の報告を受けたときは、遅滞なくその状況を調査して次条に定めるところにより県の関係機関に報告しなければならない。

(報告の要領)

第3条 前条の報告は、災害発生通報、災害速報、被害概況報告及び災害状況決定報告とし、その名称、報告先及び様式は、別表のとおりとする。

2 前項の報告は、次の各号により行うものとする。

- (1) 災害発生通報は、市町村に災害が発生したとき、直ちに電話、県防災行政無線電話（以下「無線電話」という。）等によりその概況を報告すること。
- (2) 災害速報は、被害状況の判明の都度電話、無線電話等により報告し、その後必要に応じて、文書により報告を行うこと。
- (3) 被害概況報告は、被害の程度がおおむね判明したとき、電話、無線電話等により報告し、その後必要に応じて、文書により報告を行うこと。
- (4) 災害状況決定報告は、被害の程度が確定したとき、直ちに電話、無線電話等により報告し、その後、市町村長にあっては2日以内に、県の出先機関の長等にあっては3日以内に文書により重ねて報告を行うこと。
- (5) 決定報告をした後に報告事項に変更があったときは、直ちに決定報告の例により修正報告をすること。

(災害資料の添付)

第4条 第2条の報告には、災害の実態を把握するために必要な現地写真、図面その他の資料をつとめて添付するものとする。

(相互の情報連絡)

第5条 県の出先機関の長等は、災害による被害があった場合または第2条第1項の規定により、市町村長から報告を受けた場合において、他の出先機関に関係のある事項については、相互に密接な連絡を図り、同条第2項の報告についてそごのないようにつとめなければならない。

(その他)

第6条 前5条に規定する事項のほかこの規則の施行について必要なことは、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

報 告 の 名 称				提 出 先		
				市町村長が報告するもの	県の出先機関の長等が報告するもの	様 式
水 災 関 係	災害発生通報			地方振興局建設部(建部, 玉野建設事務所)	河 川 課	1
火災, 震災, 海上災害, 特殊災害関係	〃			地方振興局地域振興室	防 災 対 策 室	〃
風 災 等 農 林 災 害 関 係	〃			地方振興局農林事業部	農 林 部 関 係 課	〃
民生・衛生に関する災害関係	〃			地方振興局健康福祉部・保健所	保 健 福 祉 課	〃
雪 害 関 係	〃			地方振興局建設部(建部, 玉野建設事務所)	道 路 整 備 課	〃
	[附 属 資 料]					
水 災 関 係	災害原因報告			地方振興局建設部(建部, 玉野建設事務所)	河 川 課	1 の 2
雪 害 関 係	〃			〃	道 路 整 備 課	1 の 3
一 般 関 係	災害速報			地方振興局地域振興室	防 災 対 策 室	2
民 生 関 係	住家等一般被害概況(決定)報告			地方振興局健康福祉部	保 健 福 祉 課	3
〃	民生関係被害概況(決定)報告			〃	〃	3 の 2
衛 生 関 係	衛生関係被害概況(決定)報告			保 健 所	〃	3 の 3
商 工 関 係	商工関係被害概況報告			地方振興局地域振興室	商 工 企 画 課	3 の 4
〃	観光関係被害概況(決定)報告			〃	観 光 物 産 課	3 の 5
農 業 関 係	農業施設関係被害概況(決定)報告			地方振興局農林事業部	農 政 企 画 課	3 の 6
〃	農畜産物等被害概況(決定)報告			〃	〃	3 の 7
耕 地 関 係	農地農業用施設被害概況(決定)報告			〃	耕 地 課	3 の 8
水 産 関 係	水産関係被害概況(決定)報告			〃	水 産 課	3 の 9
林 業 関 係	林地被害状況概況(決定)報告			〃	治 山 課	3 の 10
〃	治山施設被害状況概況(決定)報告			〃	〃	3 の 11
〃	林道被害状況概況(決定)報告			〃	〃	3 の 12
〃	林産物及び林産施設被害状況概況(決定)報告(1)			〃	林 政 課	3 の 13
〃	〃(2)			〃	〃	3 の 14
〃	造林地等の被害状況概況(決定)報告			〃	治 山 課	3 の 15
林 業 関 係	苗畑被害状況概況(決定)報告			地方振興局農林事業部	治 山 課	3 の 16
土 木 関 係	公共土木施設被害概況(決定)報告			地方振興局建設部(建部, 玉野建設事務所)	河 川 課	3 の 17
文 教 関 係	文教関係施設被害概況(決定)報告			教 育 事 務 所	教 育 庁 関 係 課	3 の 18
〃	児童生徒教職員被害概況(決定)報告			〃	教 育 庁 学 事 課	3 の 19
〃	学校給食関係被害概況(決定)報告			〃	教育庁保健体育課	3 の 20
〃	学校給食用物資被害概況(決定)報告			〃	〃	3 の 21
〃	教科用図書等被害概況(決定)報告			〃	教 育 庁 指 導 課	3 の 22
文 教 関 係	国(県)指定文化財被害概況(決定)報告			教 育 事 務 所	教 育 庁 文 化 課	3 の 23

報 告 の 名 称				提 出 先		
				市町村長が報告するもの	県の出先機関の長等が報告するもの	様 式
一 商	般 工	関 係	係	〔 部 内 関 係 〕 一般公共施設関係被害概況報告 商工関係被害決定報告	関 係 県 出 先 機 関 地方振興局地域振興室	管 財 課 商 政 課 3 の 24 4
農	業	関 係	係	〔 施 設 関 係 〕 農業共同利用施設被害状況決定報告 農業非共同利用 〃 放牧地の被害状況決定報告 放牧施設の被害状況決定報告 地方公共団体施設等被害状況決定報告	地方振興局農林事業部 〃 〃 〃 〃	農 政 企 画 課 〃 畜 産 課 〃 農 政 企 画 課 4 の 2 4 の 3 4 の 4 4 の 5 4 の 6
				〔 農 作 物 関 係 〕 農作物被害決定報告 工芸作物、園芸農作物等の収穫物被害状況決定報告	〃 〃	農 産 課 〃 4 の 7 4 の 8
				〔家畜、畜産物関係〕 家畜の被害状況決定報告 畜産物の被害状況決定報告	〃 〃	畜 産 課 〃 4 の 9 4 の 10
				〔 養 蚕 関 係 〕 養蚕被害状況決定報告	〃	農 産 課 4 の 11
				〔 附 属 資 料 〕 園芸農作物、工芸農作物等種苗（果樹苗木を含む。）被害状況総括表	〃 地方振興局農林事業部	農 産 課 農 産 課 4 の 12 4 の 13
				桑園被害状況 桑苗被害状況	〃 〃	〃 畜 産 課 4 の 14 4 の 15
				家畜の衛生対策 被害家畜の家畜保険加入状況	〃 〃	〃 〃 4 の 16 4 の 17
水	産	関 係	係	飼料作物災害状況 水産施設被害決定報告	〃 〃	水 産 課 〃 4 の 18 4 の 19
林	業	関 係	係	水産物被害決定報告 林野関係被害報告書総括表	〃 〃	林 政 課 〃 4 の 20 4 の 21
				林産物被害決定報告 林産施設被害決定報告	〃 〃	〃 〃 4 の 22 4 の 23
一	般	関	係	林産物間接被害決定報告 一般公共施設関係被害決定報告	関 係 県 出 先 機 関	管 財 課 4 の 24

13 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

平成27 年3月 31 日 消防広第74 号
改正 平成28 年3月 30 日 消防広第80 号
改正 平成29 年3月 28 日 消防広第93 号
改正 平成31 年3月 8 日 消防広第35 号
改正 令和2 年7月 17 日 消防広第190号

目次

第1章 総則
第2章 応援等の要請
第3章 出動の求め又は指示等
第4章 受援体制
第5章 部隊移動及び増隊要請
第6章 応援等の引揚げの決定
第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準
第8章 防災関係機関との連携
第9章 応援等実施計画及び受援計画
第10章 応援に要した経費の負担区分
第11章 その他

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22 年法律第226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15 年政令第379 号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16 年消防震第9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）政令市等とは、地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第252 条の19 第1 項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
- （2）被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- （3）指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- （4）指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- （5）航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- （6）応援等とは、法第44 条第1 項の消防の応援等をいう。
- （7）受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- （8）受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- （9）応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- （10）応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。

- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第30 条第3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁ヘリコプターとは、法第50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (17) 迅速出動とは、法第44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44 条の3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44 条第1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44 条第1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1－1）。

（1）災害の概況

（2）出動を希望する区域及び活動内容

（3）緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29 年法律第165 号）第83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。

5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1 項及び第2 項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。

る。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

（応援等の要請のための市町村長等の連絡）

第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1－2）。

2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。

3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式1－2）。

4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2－1）。

2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2－2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2－2）。

3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A－1及び別表A－2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2－1）。

4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2－2）。

5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2－2）。

6 消防庁は、別表A－1及び別表A－2に定める災害発生後、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第3項の規定に基づき出動準備を行っている登録都道府県及び登録市町村の消防本部に対して、出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災

地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44 条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式 3－1）。

2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第14 条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11 条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。

5 長官は、第1 項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4 章1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する被災地の市町村長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする。

（応援等決定通知）

第7 条 長官は、法第44 条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する被災地の市町村長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式 3－2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第8 条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

第9 条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式 2－2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式 2－2）。

3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式 3－3）。

（指揮支援部隊の基本的な出動計画）

第10 条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

（1）統括指揮支援隊は、別表 B に定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1 位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2 位の消防本部が出動する。

（2）指揮支援隊は、別表 B に定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。

- (3) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

(航空小隊の基本的な出動計画)

第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- (1) 原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
- (2) 原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。

2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。
- (2) 情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
- (3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
- (4) 消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。

3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

- (1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
- (2) 第15条に規定する現地派遣職員の輸送

(航空小隊の出動に関する留意事項)

第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。

3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。

4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。

5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。

6 各地域ブロックに、原則として、残留する航空小隊を1隊以上確保するものとする。

7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。

8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するも

のとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36 年法律第223 号）第25 条第6 項若しくは第28 条の3 第8 項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。

3 調整本部は自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。

4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第39 条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。

（1）法第44 条の2 第5 項第1 号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員

（2）法第44 条の2 第5 項第2 号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行

（3）法第44 条の2 第5 項第3 号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員

（4）法第44 条の2 第5 項第4 号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長

5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

（1）被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

（2）被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

（3）緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。

（4）自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。

（5）当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。

（6）第16 条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。

（7）都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。

（8）その他必要な事項に関すること。

6 調整本部長は、法第44 条の2 第8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。

7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。

8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。

9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

（消防庁職員の現地派遣）

第15 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。

4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

（1）被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。

（2）都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 報道機関への対応に関すること。

(6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第17 条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

第5章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第19 条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合

(2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合

(3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、水上小隊、航空小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行う場合等、被害状況を考慮し特別の事情がある場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第20 条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

(1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊

行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする（別記様式6－1）。

- （2）前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6－2）。
 - （3）第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6－2）。
 - （4）長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式6－3）。
 - （5）長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6－4）。
 - （6）長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6－5）。
- （受援都道府県の知事による部隊移動の指示）

第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- （1）受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- （2）前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- （3）受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式6－6）。
- （4）受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－7）。
- （5）受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－8）。
- （6）前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－9）。
- （7）調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- （8）調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

（受援都道府県の知事による増隊要請）

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1－1）。

第6章 応援等の引揚げの決定

（活動終了に関する市町村長の連絡）

第23条 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第24 条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4－1）。

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

第25 条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。

8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。

(長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知)

第26 条 第24 条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4－2）。

(帰署（所）報告)

第27 条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

（活動結果報告）

第28 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署（所）後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書（別記様式5－1、5－2）を作成し、消防庁及び受援都道府県に対して、報告するものとする。

第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

（迅速出動の適用条件）

第29 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度6弱（政令市等は5強）以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

- （1）基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合
- （2）発生した地震の震央が海域の場合

（迅速出動に係る措置要求等の内容）

第30 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表E－1及び別表E－2のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第33条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統

合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表E－1及び別表E－2に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式（別記様式3－1又は3－4）を送付するものとする。

4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

（迅速出動に係る応援等決定通知）

第31 条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式3－2）。

（迅速出動の中止）

第32 条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

（迅速出動適用時の出動先）

第33 条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

- （1）指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）

（２）統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

（３）航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

（迅速出動適用時の出動先の変更等）

第34 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

（迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告）

第35 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式２－２）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式２－２）。

第8章 防災関係機関との連携

（防災関係機関等との連絡調整等）

第36 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

（調整本部等における防災関係機関との連携）

第37 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

（応援等実施計画）

第38 条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出勤するための応援等実施計画を策定するものとする。

2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （１）都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- （２）統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。

- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
 - (4) N B C 災害即応部隊の編成及び出動体制に関する事。
 - (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
 - (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関する事。
 - (7) 情報連絡体制に関する事。
 - (8) その他必要な事項に関する事。
- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

第39 条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関する事。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関する事。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関する事。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関する事。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14 年法律第92 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関する事。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関する事。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関する事。
 - (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関する事。
 - (9) その他必要な事項に関する事。
- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第40 条 地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第153 条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第10 章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

- 第41 条 法第44 条第1 項、第2 項及び第4 項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 受援市町村において負担する経費 法第49 条第1 項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費

(2) 応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

（長官の指示により出動した場合における応援経費の負担）

第42 条 法第44 条第5 項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 消防庁において負担する経費 法第49 条第1 項に規定する経費及び援助隊政令第5 条各号に掲げる経費

(2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

第11 章 その他

（都道府県の訓練）

第43 条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

（都道府県の即応体制等の強化）

第44 条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

（その他）

第45 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27 年4 月1 日から施行する。

附 則（平成28 年3 月30 日消防広第80 号）

この要綱は、平成28 年4 月1 日から施行する。

附 則（平成29 年3 月28 日消防広第93 号）

この要綱は、平成29 年4 月1 日から施行する。

附 則（平成31 年3 月8 日消防広第35 号）

この要綱は、平成31 年4 月1 日から施行する。

附 則（令和2 年7 月17 日消防広第190 号）

この要綱は、令和2 年8 月1 日から施行する。

14 緊急消防援助隊の運用に関する要綱

平成16 年3 月26 日 消防震第 19 号
改正 平成17 年3 月30 日 消防震第 14 号
改正 平成18 年2 月14 日 消防応第 15 号
改正 平成18 年6 月22 日 消防応第 94 号
改正 平成20 年7 月 2 日 消防応第109 号
改正 平成20 年8 月27 日 消防応第152 号
改正 平成24 年11月28 日 消防広第 95 号
改正 平成26 年3 月26 日 消防広第 75 号
改正 平成27 年3 月31 日 消防広第 74 号
改正 平成28 年3 月30 日 消防広第 80 号
改正 平成29 年3 月28 日 消防広第 93 号
改正 平成31 年3 月 8 日 消防広第 35 号
改正 令和2 年7 月17 日 消防広第190 号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 編成及び装備等の基準
- 第3章 出動
- 第4章 指揮活動
- 第5章 防災関係機関との連携
- 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第7章 その他

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22 年法律第226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15 年政令第379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16 年消防震第9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- （2）指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- （3）指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- （4）航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- （5）応援等とは、法第44 条第1 項の消防の応援等をいう。
- （6）受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- （7）応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- （8）代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防

機関をいう。

- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30 条第3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C 災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B 災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N 災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44 条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44 条の3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27 年消防広第74 号。以下「要請要綱」という。）第38 条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「（第〇）中隊」、「（〇〇消防本部）中隊」、「（消火）中隊」等と呼称する。なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「（〇〇）小隊」と呼称する。
- (5) C 災害、B 災害及びN 災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

（指揮支援部隊の編成）

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38 条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第252 条の19 第1 項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。

(統合機動部隊の編成)

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りではない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第14 条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15 条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第16 条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
 - (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。
 - (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関すること。
 - (4) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
 - (5) 被災地における通信の確保に関すること。
 - (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
 - (7) 航空消防活動の支援に関すること。
 - (8) 宿営場所の設営に関すること。
 - (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関すること。
- 2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17 条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第18 条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19 条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独に出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第20 条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21 条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応

部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により応援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該応援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

（2）進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（3）宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（4）出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害測応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

（進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

（被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

（1）被害状況

（2）活動方針

（3）活動地域及び任務

（4）安全管理に関する体制

（5）使用無線系統

（6）地理及び水利の状況

（7）その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

る。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。

- (1) 第1順位 指揮支援隊長
- (2) 第2順位 都道府県大隊長
- (3) 第3順位 統合機動部隊長
- (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
- (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。
- (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町

村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。

- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

（緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置）

第26 条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - （1）受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - （2）航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - （3）調整本部に対する報告に関すること。
 - （4）被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - （5）その他必要な事項に関すること。
- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

（消防庁職員の現地派遣）

第27 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - （1）被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - （2）都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - （3）緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - （4）自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
 - （5）報道機関への対応に関すること。
 - （6）被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

（都道府県大隊本部の設置）

第28 条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
- (2) 隊員の安全管理に関すること。
- (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
- (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。
- (5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
- (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

（現地合同調整所の設置）

第29 条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。

3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

（情報共有等）

第30 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

（活動報告等）

第31 条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。

5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。

ただし、第16 条第2 項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。

- 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6 項及び第8 項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第32 条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- （1）消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
- （2）調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1 を使用する。
- （3）指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2 又は統制波3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- （4）指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2 又は統制波3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- （5）指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- （6）都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- （7）同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC 災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- （8）指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
- （9）航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
- （10）都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別に定める。
- （11）無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。

2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。

- （1）無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
- （2）無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、T E C - F O R C E (国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。)等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ(救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。)等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を

円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。

5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 情報連絡体制に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第39 条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14 年法律第92 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第40 条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第41 条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第42 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27 年4月1日から施行する。

附 則（平成28 年 3 月 30 日消防広第80 号）

この要綱は、平成28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第22 条第 1 項第 2 号から第 7 号まで（第 4 号を除く。）及び同条第 2 項の規定は、平成28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成29 年 3 月 28 日消防広第93 号）

この要綱は、平成29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31 年 3 月 8 日消防広第35 号）

この要綱は、平成31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 17 日消防広第190 号）

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

15 岡山市災害緊急放送要領

第1 総則

1 目的

災害緊急放送は、本市における突発的な災害に際し、災害そのものの情報、被害の状況、ライフラインに関する情報、災害救助・支援の状況など災害に関する情報を正確、迅速に報道し、もって市民生活の安定を図るために行うものとする。

2 基本姿勢

災害緊急放送に際しての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報に関しては、可能な限り情報提供に努めるものとする。
- (2) 情報提供において、報道機関の公平性を確保すること。

3 災害緊急放送

災害緊急放送とは、本市において災害が発生したとき、もしくは災害発生のおそれがあるときに、岡山市（以下「甲」という。）が定める災害緊急放送基準に基づき、株式会社岡山シティエフエム（以下「乙」という。）の管理する放送設備を使用し、乙が予定する放送番組に優先して臨時に行う放送をいうものとする。

(1) 災害緊急放送実施者及び災害緊急放送方式

災害緊急放送実施者及び災害緊急放送方式は次のとおりとする。

災害緊急放送実施者	災 害 緊 急 放 送 方 式	
株式会社 岡山シティエフエム	スタジオ放送	災害情報を乙のアナウンサーがスタジオから放送する。
岡 山 市	割り込み放送	災害情報を甲の職員が職場から割り込み放送する。

(2) 災害緊急放送基準

ア 災害の種類及び災害緊急放送基準は次のとおりとする。

災害の種類	災 害 緊 急 放 送 基 準	
	スタジオ放送基準	割り込み放送基準
火 災	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災。	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災。
地 震	震度3（津波注意報を含む。）から放送する。	震度3（津波注意報を含む。）から放送する。
風 水 害 等	警報から放送する。	水防本部が必要と判断したとき。
大規模な事故 その他の災害	突発的な災害が発生又はそのおそれがあるとき。	突発的な災害が発生又はそのおそれがあるとき。

イ アに掲げるものの他、災害等に関する災害緊急放送基準は、第5-2に定めるところによる。

(3) 災害緊急放送時間帯区分

災害緊急放送時間帯区分は次のとおりとする。ただし、乙において放送時間の延長等を行う場合は、事前に甲に連絡するものとする。

区 分	スタジオ放送	割り込み放送
月曜日から金曜日 土曜日及び日曜日	午前7時から午後10時まで 午前7時から午後5時まで	午後10時から午前7時まで 午後5時から午前7時まで

(4) 割り込み放送

ア 割り込み放送は、電話回線を使って、暗証番号により、甲の職員が職場から直接放送するものとする。

イ 割り込み放送の方法は、別に定める。

ウ 次に掲げる者は、割り込み放送に係る電話番号及び暗証番号を管理するものとする。

a 総務局防災対策課長 b 消防局指令課長 c 秘書広報室審議監（危機管理・広報担当）

(5) 報告

ア 甲担当部署は、割り込み放送を行った場合、事後速やかに、乙に連絡するものとする。

イ 甲と乙は、協力して災害緊急放送実績報告書を毎月作成する。

(6) 試験放送の実施

ア 甲は、乙と協議の上、適宜災害緊急情報伝達装置の機器点検を兼ねて試験放送を行うものとする。

第2 火災

火災に関する災害緊急放送は次によるものとする。

1 災害緊急放送基準

(1) スタジオ放送

ア スタジオ放送は、乙が行うものとする。

イ 放送は、大規模火災等市民に知らせる必要のある火災が発生したとき行うものとする。

(2) 割り込み放送

ア 割り込み放送は、岡山市消防局（以下「消防局」という。）が行うものとする。

イ 割り込み放送は、大規模火災等市民に知らせる必要のある火災が発生したとき行うものとする。

(3) 手順

ア 火災情報は、消防局から乙へFAX送付するものとする。

FAX送付は、昼間は、その都度行い、夜間は、夜間分をまとめて最後に行うものとする。（昼間、夜間の時間帯は、※1、2のとおり）

（参考）

火災緊急放送の概要は次のとおりとする。

区 分	災 害 緊 急 放 送	
	スタジオ放送	割り込み放送
昼間(※1)	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災	原則放送しない。
夜間(※2)	原則放送しない。	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災

※1 昼間とは、次の時間帯をいうものとする。

- ・月曜日から金曜日まで 午前7時から午後10時まで
- ・土曜日から日曜日まで 午前7時から午後5時まで

※2 夜間とは、次の時間帯をいうものとする。

- ・月曜日から金曜日まで 午後10時から午前7時まで
- ・土曜日から日曜日まで 午後5時から午前7時まで

第3 地震

地震に関する災害緊急放送は次によるものとする。

1 地震緊急放送基準

(1) スタジオ放送

ア スタジオ放送は、乙が行うものとする。

イ 放送は、震度3及び津波注意報から行うものとする。

(2) 割り込み放送

ア 割り込み放送は、消防局が行うものとする。

イ 割り込み放送は、震度3及び津波注意報から行うものとする。

(3) 手順

ア 地震及び津波の情報は、昼間の時間帯は、乙が、（株）アース・ウェザーから入手することとする。

イ ア以外の時間帯の地震及び津波の情報は、岡山市消防局から乙へFAX送付することとする。

(参考)

地震緊急放送の概要は次のとおりとする。

区 分	災 害 緊 急 放 送	
	スタジオ放送	割り込み放送
昼 間	震度3及び津波注意報から放送する。	原則放送しない。
夜 間	原則放送しない。	震度3及び津波注意報から放送する。

第4 風水害等

風水害等（風水害に関連する河川決壊を含む。）に関する災害緊急放送は次によるものとする。

1 風水害等緊急放送基準

(1) スタジオ放送

ア スタジオ放送は、乙が行うものとする。

イ 放送は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報から行うものとする。

ウ その他甲が設置する水防本部からの要請により、放送を行うものとする。

(2) 割り込み放送

ア 乙の職員が在局しない場合、災害発生等の際に水防本部が必要と判断したときは、水防本部から割り込み放送することができるものとする。

(3) 手順

ア 風水害に関する情報は、乙が、（株）アース・ウェザーから入手することとする。

(参考)

風水害等緊急放送の概要は次のとおりとする。

区 分	災 害 緊 急 放 送	
	スタジオ放送	割り込み放送
昼 間	警報から放送する。	原則放送しない。
夜 間	原則放送しない。	水防本部が必要と判断したときは水防本部から放送する。

第5 その他の災害緊急放送

第2から第4までに定めるもののほか、災害緊急放送は次によるものとする。

1 火災、地震及び風水害以外の大規模な事故その他の災害で、突発的に災害が発生又はそのおそれがあるときは、甲は、昼夜にかかわらず割り込み放送することができるものとする。

2 甲は、次に掲げる場合で、市民への呼びかけ、周知等が必要なときは、昼夜にかかわらず割り込み放送することができるものとする。

ア 市域に災害による被害が生じ又はそのおそれがあるため市民生活が混乱し又はそのおそれがある場合

イ その他非常事態が発生し、市民への情報提供又は注意の喚起が必要である場合。

附 則

この要領は、平成8年12月27日から施行する。

16 岡山市防災行政無線の管理運用に関する規程

〔 昭和 63 年 4 月 1 日 〕
市 告 示 第 63 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、非常時における情報の迅速かつ的確な収集及び伝達並びに平常時の行政事務の効率的な処理を図るため、岡山市防災行政無線の適正な管理運用及び保全に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無 線 設 備 岡山市防災行政無線の通信設備をいう。
- (2) 無 線 局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (3) 基 地 局 陸上移動局と通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）を行うため、陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (4) 陸 上 移 動 局 車載型、可搬型及び携帯型の無線設備により移動することのできる無線局をいう。
- (5) 固 定 局 一定の固定地点の間の無線通信業務を行う無線局をいう。
- (6) 陸上移動中継局 基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信を中継するため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

(無線局の種別、呼出名称及び設置場所)

第 3 条 無線局の種別、呼出名称及び設置場所は、別表のとおりとする。

(組織等)

第 4 条 無線局に統制管理者、無線管理責任者、無線管理者及び通信責任者を置く。

- 2 統制管理者は、総務局長をもって充てる。
- 3 無線管理責任者は、総務局防災対策課長をもって充てる。
- 4 無線管理者は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 通信責任者は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 40 条第 1 項の資格を有する者のうち統制管理者の指名する者をもって充てる。

(統制管理者等の任務)

第 5 条 統制管理者は、無線局の運用状況を常に把握し、効率的運用がなされるよう指揮監督する。

- 2 無線管理責任者は、統制管理者の命を受け、無線局の管理運用の総括を行う。
- 3 無線管理者は、無線管理責任者の命を受け、無線設備の管理運用を行う。
- 4 通信責任者は、無線管理責任者の命を受け、無線設備の操作及び整備保全の業務に従事する。

(通信の原則)

第 6 条 通信は、簡潔明瞭に行い、無線局開局の目的に反することに利用してはならない。

(秘密の保持)

第 7 条 無線通信の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(運用時間)

第 8 条 無線局は、常時運用するものとする。

(通信の種類)

第 9 条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急通信 普通通信を中断して行う緊急の場合の通信
- (2) 普通通信 平常時に行う通信

(通信の優先順位)

第 10 条 通信は、緊急通信を優先し、普通通信は、受付順により行う。

(非常時における通信体制)

第 11 条 統制管理者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信責任者を待機させる

等無線設備が完全に機能し、通信が円滑に運用できるよう必要な措置を採らなければならない。

(通信の制限)

第 12 条 統制管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は特別の理由があるときは、通信を制限することができる。

2 統制管理者は、通信を制限しようとするときは、その制限の内容、開始時刻、解除予定時刻等必要な事項を無線管理者に通知しなければならない。

3 統制管理者は、通信を制限する必要がなくなった時は、直ちにその旨を無線管理者に通知しなければならない。

(通信統制)

第 13 条 統制管理者は、災害発生時その他通信の円滑な運用を確保するために必要と認めたときは、通信を統制することができる。

(通信訓練)

第 14 条 統制管理者は、災害発生時等に的確な対応をするため、通信訓練を年 1 回以上行うものとする。

(無線設備の管理)

第 15 条 無線管理責任者は、無線設備について整備点検を行い、その機能が十分に発揮できるよう維持管理に努めなければならない。

2 無線管理者は、無線設備に故障、破損等が生じた場合には、直ちに無線管理責任者に届け出なければならない。

(業務日誌)

第 16 条 無線管理責任者は、無線業務日誌（別記様式）を備え付けるものとし、通信責任者は、通信のつど業務日誌に必要な事項を記入しなければならない。

(備付け書類等)

第 17 条 無線局に備え付ける書類等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 無線局免許状
- (2) 無線局の申請及び届出に係る一切の書類
- (3) 電波法令集
- (4) 正確な時計
- (5) 無線検査簿
- (6) 無線業務日誌
- (7) 無線従事者選（解）任届の写し
- (8) その他必要な書類等

(通信責任者の選（解）任届)

第 18 条 統制管理者は、通信責任者を選任し、又は解任したときは、電波法第 51 条の規定により、無線従事者選（解）任届を中国総合通信局長に提出しなければならない。

(災害関係諸機関との連絡)

第 19 条 統制管理者は、災害関係諸機関と連絡を密にし、円滑な通信の活用を努めるものとする。

(委任)

第 20 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、昭和 63 年 4 月 19 日から施行する。

別表（第 3 条、第 4 条関係）・・・第 4 防災上必要な施設・設備等

4 通信施設・設備等

(1) 岡山市防災行政無線施設

ア 岡山市防災行政無線施設一覧表のとおり

別記様式（第 16 条関係）

無 線 業 務 日 誌

呼 出 名 称					無線管理者	課長補佐	係長	係員	主査	自 年 月 日 至 年 月 日
電 波 型 式 及び周波数					通信責任者	資 格		氏 名		服 務 方 法
出 力			W							
月	日	曜日	通 信 回 数			特 記 事 項				
計										

※ 特記事項の内容 空電（カミナリ）混信，受信感度の減退等の通信状態，設備の故障の事実，原因，措置内容等
電波法施行規則第 40 条該当事項，及び保守点検，通信訓練等参考事項

毎 月 の 延 べ 通 信 回 数	通 信 回 数	
	1 月	回
	2 月	回
	3 月	回
	4 月	回
	5 月	回
	6 月	回
	7 月	回
	8 月	回
	9 月	回
	10 月	回
	11 月	回
	12 月	回
その他参考となる事項		

17 岡山市防災行政無線運用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の通信を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(無線通信)

第2条 無線通信を行うときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 必要のない通信は行わないこと。
- (2) 使用する用語は、できる限り簡潔にすること。
- (3) 通信は正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正すること。
- (4) 通信の途中で相手局を1分間以上待たせる必要があるときは、原則としていったん通信を打ち切ること。
- (5) 固有名詞等難解な字句は、必要に応じて字句の説明又は異なった表現を用い、相手方の受信を容易にするよう努めること。

(周波数の運用区分)

第3条 周波数による運用区分は、原則として次のとおりとする。

区 分	周 波 数	運 用 区 分
市 内 波 1	466.1000MH z	本庁各課で通信するとき
市 内 波 2	466.8375MH z	各支所で通信するとき
共 通 波	466.7750MH z	市域を越えて他都市等と相互応援するとき

(一斉呼出しの応答順位)

第4条 一斉呼出しに対する応答順位は、免許状に記載された呼出名称の番号順による。（呼出し）

第5条 呼出しは、次の事項を順次送信して行う。ただし、セレコール解除時又は共通波を使用する場合以外は、第1号を省略することができる。

- (1) 相手局の呼出名称 2回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 1回
- (4) どうぞ 1回

2 2以上の特定の無線局を呼び出す場合は、次の事項を順次送信する。

- (1) 相手局の呼出名称（2以上の呼出名称） 2回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 1回
- (4) どうぞ 1回

3 通信の相手方である無線局を一括して呼び出す場合は、次の事項を順次送信する。

- (1) 各局 2回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 1回
- (4) どうぞ 1回

(応答)

第6条 自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない

2 呼出しに対する応答は、次の事項を順次送信して行う。

- (1) 相手局の呼出名称 2回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 1回
- (4) どうぞ 1回

(通報の送信)

第7条 呼出しに対し応答を受けたときは、直ちに通報の送信を開始する。通報の送信は、次の事項を順次送信して行う。ただし、第1号から第3号までを省略することができる。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 相手局の呼出名称 | 2回 |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 自局の呼出名称 | 1回 |
| (4) 通報 | |
| (5) どうぞ | 1回 |

(送受信の終了)

第8条 送信の終了は、前条第4号の後で「以上です。」を送信する。

2 受信の終了は、送信の終了後「了解」を送信する。

(緊急通信)

第9条 災害の発生等緊急の場合に通報しようとするときは、「緊急、緊急」を前置きして行うものとする。

(訓練通信)

第10条 訓練時において通報を送信しようとするときは、「訓練、訓練」を前置きして行うものとする。

附 則

この細則は、昭和63年4月19日から施行する。

18 岡山市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日国官第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。)に基づき、がけ地の崩壊等(土石流を含む。以下同じ。)により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の除却及び移転を行う者に対し、予算の範囲内において岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため第1号に該当する区域に存する既存不適格住宅、又は各号のいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、市長が移転勧告、避難指示、建築基準関係規定に基づく是正勧告等を行ったものをいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)第9条第1項に基づき岡山県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

(2) 土砂災害防止法第4条第1項に規定する基礎調査を完了し、前号の区域に指定される見込みのある区域

(3) 次条第1項の規定する補助事業の着手時点で過去3年間に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた区域

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助事業の実施に際し支出される経費のうち補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費等(以下「補助対象経費等」という。)、補助金額及び限度額は、別表のとおりとする。ただし対象となる危険住宅は原則除却するものとする。

2 補助事業者は、危険住宅に現に自ら居住し、移転を行う者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

3 他の補助制度等の対象となっているものについては、本補助金の対象としない。

4 別表に規定する補助対象経費等及び借入金利子に相当する額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書(様式第1号)及び当該申請書に記載のある添付書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 市長は前条の申請があったときは、内容を審査し、適正であると認めたときは、岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により速やかに申請者に対してその旨を通知するものとする。

2 市長は、前条の申請の内容を審査した結果、当該申請が適正であると認められた者に係る補助金額の合計が予算を超過すると見込められる場合は、前項の規定にかかわらず、当該者のうちから抽選の方法により補助金の交付決定を行う者を選定することができる。この場合において、選定された者に対しては前項の例により通知し、選定されなかった者に対しては岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金を交付決定できない旨を通知するものとする。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第6条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(補助事業の内容の変更等)

第7条 補助事業者が補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助事業者が補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更する内容により市長が必要ないと認めるときはこの限りでない。

2 市長は前項の申請があったときは、内容を審査し、適正であると認めたときは、岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により補助事業者に対してその旨を通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（様式第7号）及び当該報告書に記載した添付書類を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類を審査及び必要に応じて実地調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金額確定通知書（様式第8号）により速やかに補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金請求書（様式第9号）及び当該請求書に記載した添付書類を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。

（1）誓約書（様式第2号）の内容に違反したとき。

（2）偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。

（3）補助金を他の用途に使用したとき。

（4）前各号のほか補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示・命令に従わなかったとき。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月 日から施行する。

19 岡山市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、既存の建築物の耐震診断等を実施する当該建築物の所有者に対し、予算の範囲内において岡山市建築物耐震診断等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（ただし、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (2) 要安全確認計画記載建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第7条第2号及び第3号に規定する要安全確認計画記載建築物をいう。
- (3) 指示対象建築物 法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物をいう。
- (4) 耐震診断等 既存の建築物の地震に対する安全性を把握するために行う次のいずれかに該当する耐震診断及びこれに付随する調査等をいう。ただし、建築物の用途変更に伴うものを除く。

ア 次に掲げる方法により行う既存の建築物の耐震診断並びに補強計画及び計画後の耐震診断。

(イ) 岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げる一般診断法又は精密診断法

(ロ) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について」（平成17年7月5日付け国住指第902号）別添認定の表に規定する耐震診断の方法

イ 構造計算書等の既存設計図書の内容確認及び現地調査

ウ 構造計算の再計算及び現地調査

エ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条の住宅性能評価（「構造躯体の倒壊等防止」に係る耐震等級の項目を含むものに限る。以下「住宅性能評価」という。）

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、既存の建築物の耐震診断等を実施する事業とし、その種別については、別表に掲げるとおりとする。

2 前項本文の場合において、木造住宅耐震診断等事業にあっては、一般社団法人岡山県建築士事務所協会（以下「協会」という。）に補助事業の実施を委託しなければならない。

(耐震診断等の実施)

第4条 耐震診断等は、次に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める者が行わなければならない。ただし、住宅性能評価にあっては、この限りでない。

- (1) 木造住宅耐震診断等事業 協会に属する建築士のうち、岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員
- (2) 前号以外の補助事業 建築物の構造実務実績等を勘案し岡山県知事が指定した建築士事務所に所属する建築士
- (3) 前2号の規定にかかわらず、要安全確認計画記載建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。）第5条第1項に規定する耐震診断資格者

(評価)

第5条 耐震診断等（既存住宅性能表示制度に係る性能評価を除く。）は、その結果について岡山県建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第10条の規定による岡山県知事が指定する耐震診断評価機関の評価を受けたものでなければならない。ただし、要安全確認計画記載建築物の耐震診断等の結果については、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会設置登録要綱の規定に基づき登録を受けた耐震判定委員会又はその他知事が認めた機関の評価を受けたものをもってこれに代えることができる。

(補助対象建築物)

第6条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、別表補助事業の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象建築物の欄に掲げる要件のいずれも満たす建築物とする。

(補助事業者)

第7条 補助事業者は、前条に規定する補助対象建築物に係る者又は団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の所有者
- (2) 補助対象建築物のうち区分所有建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体又は市長が別に定めた者
- (3) その他市長が別に定めた者又は団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）

(補助金の交付の制限)

第8条 補助金の交付回数は、同一の補助対象建築物について、同一内容の補助事業につき1回までとする。

2 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第9条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表補助事業の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象経費の欄に掲げるものとする。

2 補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合にあつては、消費税仕入控除税額を控除するものとする。

(補助金額)

第10条 補助金額は、別表補助事業の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象経費の欄に定める補助対象経費の合計額に同表補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額で、同表補助金交付限度額の欄に定める額を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、補助事業に着手する前に木造住宅耐震診断等事業にあつては岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付申請書（木造住宅）（様式第1号）を、戸建て住宅耐震診断等事業、建築物耐震診断等事業及び要安全確認計画記載建築物耐震診断事業にあつては岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付申請書（戸建て住宅・建築物）（様式第2号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 木造住宅耐震診断等事業（精密診断法による耐震診断等を除く。）にあつては、次に掲げる補助対象建築物に係る書類とする。

- ア 建築の工事着手時期が推測できる書類
- イ 付近見取図
- ウ 市税の完納証明書
- エ 補助対象建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の法人登記簿謄本
- オ 要安全確認計画記載建築物に該当する場合にあつては、配置図及び道路関係立面図（様式第3号）

(2) 前号以外の補助事業にあつては、前号に掲げるものに加えて次に掲げる補助対象建築物に係る書類とする。

- ア 事業計画書（様式第4号）
- イ 見積書及び見積内訳書の写し
- ウ 登記簿謄本

エ 補助対象建築物が区分所有建築物で、建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する管理組合がある場合は、組合規約及び耐震診断等実施に係る決議書の写し

オ 補助対象建築物の所有者と占有者（居住者等）又は当該建築物の所在する土地所有者とが異なる場合は、補助事業者の責において、これら利害関係者へ耐震診断等実施に係る説明を行った内容の報告書及び耐震診断等事業を円滑に進めることを示した文書

カ その他市長が必要と認める書類

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しない。

（決定通知）

第12条 規則第8条の規定による通知は、岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（計画変更等の承認）

第13条 規則第12条の規定による計画変更等の申請は、次の各号に掲げる変更等の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出して行わなければならない。

（1）補助金の交付決定額に変更が生じるとき 岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付決定額変更申請書（様式第6号）

（2）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 岡山市建築物耐震診断等事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）

2 市長は、前項の申請の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は変更することができる。

3 規則第12条の承認は、岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付決定変更通知書（様式第8号）又は岡山市建築物耐震診断等事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）を補助事業者に通知することにより行うものとする。

（着手届及び完了届）

第14条 規則第15条に規定する着手届は、岡山市建築物耐震診断等事業着手届（様式第10号）に契約書の写しを添付して市長に提出しなければならない。ただし、木造住宅耐震診断等事業（精密診断法による耐震診断等を除く。）にあつては、着手届の提出は要しない。

2 規則第15条に規定する完了届の提出は要しない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い期日までに、岡山市建築物耐震診断等事業実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。ただし、木造住宅耐震診断等事業（精密診断法による耐震診断等を除く。）にあつては、次に掲げる第3号及び第4号の書類の添付は要しない。

（1）耐震診断等の報告書

（2）耐震診断評価機関による評価書の写し（住宅性能評価による耐震診断等を除く。）

（3）事業実績明細書（様式第12号）

（4）領収書の写し

（5）その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第16条 規則第17条に規定する通知は、岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付額確定通知書（様式13号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第17条 規則第19条第2項に規定する請求は、岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付請求書（様式14号）を市長に提出して行わなければならない。

（公表）

第18条 市長は、本事業の耐震診断の結果を遅滞なく公表するものとする。ただし、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）第5条各号に定める情報は公表してはならない。

（取引上の報告）

第19条 補助事業を完了した者は、当該建築物を譲渡しようとするとき、貸与しているとき、又は貸与しようとするときは、譲受人となる者、賃借人又は賃借人になる者に、耐震診断等の結果を報告しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定のうち木造住宅耐震診断事業以外の事業については、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に補助金を交付すべき事由が生じ、かつ、施行日以降に委託業務が完了した事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条、第9条、第10条関係）

補助事業

の種別 補助対象建築物 補助対象経費

別表（第3条，第6条，第9条，第10条関係）

補助事業の種別	補助対象建築物	補助対象経費	補助率	補助金交付限度額
木造住宅耐震診断等事業	(1) 要安全確認計画記載建築物耐震診断事業の補助対象建築物以外の一戸建て住宅であること。 (2) 市内に存すること。 (3) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅であること。 (4) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの。 イ 丸太組工法 ロ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法 (5) 地上階数が2以下のものであること。	次に掲げる経費の合計額とする。ただし，136千円／戸を上限とする。 (1) 耐震診断等の経費 ただし，第2条第2項第4号アに係るものは，マニュアルに掲げる一般診断法又は精密診断法によるものに限り，第2条第2項第4号エに係るものは，住宅性能評価に係る費用相当分に限る。 (2) 第5条の評価に係る経費	2／3 ただし，一般診断法による事業は除く。	(1) 現況診断及び補強計画とも一般診断法による事業のうち，補助対象建築物の延べ床面積が200㎡以下のものにあつては，60千円，延べ床面積が200㎡を超えるものにあつては，68千円を上限とする。 (2) 精密診断法等による事業にあつては，88千円を上限とする。
戸建て住宅耐震診断等事業	(1) 木造住宅耐震診断等事業及び要安全確認計画記載耐震診断事業の補助対象建築物以外の一戸建て住宅であること。 (2) 市内に存すること。 (3) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅であること。	次に掲げる経費の合計額とする。ただし，136千円／戸を上限とする。 (1) 耐震診断等の経費 ただし，第2条第2項第4号エに係るものは，住宅性能評価に係る費用相当分に限る。 (2) 第5条の評価に係る経費	2／3	88千円
建築物耐震診断等事業	(1) 木造住宅耐震診断等事業，戸建て住宅耐震診断等事業及び要安全確認計画記載建築物耐震診断事業の補助対象建築物以外の建築物であること。	次に掲げる経費の合計額とする。 (1) 耐震診断等の経費 (2) 第5条の評価に係る経費 ただし，補助対象経費の上限額は次に掲げる金	2／3	(1) 指示対象建築物にあつては，3,000千円を上限とする。 (2) 上記に掲げる建築物以外にあつては，1,500千円を上限とする。

補助事業 の種別	補助対象建築物	補助対象経費	補助率	補助金交付限度額
	(2) 市内に存すること。 (3) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物であること。	額の合計とする。 (1) 延べ床面積が 1,000 m ² 以内の部分 3,670 円／m ² (2) 延べ床面積が 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分 1,570 円／m ² (3) 延べ床面積が 2,000 m ² を超える部分 1,050 円／m ²		
要 安 全 確 認 計 画 記 載 建 築 物 耐 震 診 断 事業	(1) 要安全確認計画記載建築物であること。 (2) 市内に存すること。	次に掲げる経費の合計額とする。 (1) 耐震診断等の経費 ただし、第 2 条第 2 項第 4 号アのうち、補強計画及び補強計画後の耐震診断に係るもの並びに同号エに係るものは除く。 (2) 第 5 条の評価に係る経費 ただし、補助対象経費の上限額は次に掲げる金額の合計とする。 (1) 延べ床面積が 1,000 m ² 以内の部分 3,670 円／m ² (2) 延べ床面積が 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分 1,570 円／m ² (3) 延べ床面積が 2,000 m ² を超える部分 1,050 円／m ²	1 / 1	

20 岡山市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大地震発生時における住宅の倒壊等の被害から市民の生命及び財産を守り、市域の減災を図るため、既存の木造住宅の耐震改修工事等を行う者に対し、予算の範囲内において岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造の一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（ただし、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 既存の木造住宅の地震に対する安全性を診断するものであって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付要綱の規定に基づき実施されるもの
 - イ 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について」（平成26年11月7日付け国住指第2850号）別添認定の表第2号に規定する（財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき実施されるものであって、岡山県知事の指定する評価機関による耐震診断結果の評価を受けたもの
- (3) 住宅性能評価 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条の住宅性能評価をいう。
- (4) 倒壊の危険性がある住宅 耐震診断又は住宅性能評価を受け、その結果が、耐震診断にあつては上部構造評点が1.0未満、住宅性能評価にあつては耐震等級が1に満たない住宅をいう。
- (5) 耐震基準 耐震診断にあつては上部構造評点が1.0以上、住宅性能評価にあつては耐震等級が1以上を満たす性能をいう。
- (6) 木造住宅耐震診断員 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、岡山県知事の登録を受けた者をいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震診断の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の全部を耐震化のために改修する工事（別表第1に定める耐震基準を確保するために行うもの及び木造住宅耐震診断員が工事監理を行うものに限る。）をいう。
- (8) 部分耐震改修工事 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の一部を耐震化のために改修する工事（別表第2に定める耐震基準を確保するために行うもの及び木造住宅耐震診断員が工事監理を行うものに限る。）をいう。
- (9) 耐震シェルター等 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置であつて、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドとして、東京都「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介」で選定されているもの（別表第3）又はその他市長が認めるものをいう。
- (10) 耐震シェルター等設置工事 耐震診断の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅における耐震シェルター等の設置工事（別表第3に定める耐震基準を確保するために行うものに限る。）をいう。
- (11) 高齢者等 65歳以上の方が居住している世帯、障がい者の方が居住している世帯又は収入分位25%以下の世帯をいう。
- (12) 特定行政庁 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第35号に規定するものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかの工事とする。

- (1) 耐震改修工事
 - (2) 部分耐震改修工事
 - (3) 耐震シェルター等設置工事
- （補助対象建築物）

第4条 補助金の交付の対象となる木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす建築物とする。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手したこと。
- (3) 地上階数が2以下であること。
- (4) 倒壊の危険性がある住宅であること。
- (5) 耐震改修工事にあつては、特定行政庁が、地震に対して安全な構造となるよう社会資本整備総合交付金交付要綱の規定に基づき勧告を行ったものであること。

（補助事業者）

第5条 補助事業者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）

（補助金の交付制限）

第6条 補助金の交付回数は、同一の補助対象建築物については第3条第1項各号に掲げるいずれかの工事につき1回までとし、既にこの要綱による補助を受けた事業は対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象建築物が同一敷地内に複数存在する場合にあつては、当該敷地につき1回までとする。

（補助対象経費）

第7条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1、別表2及び別表4に定めるところによる。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 工事の設計に係る費用
- (2) 増築、リフォーム等に係る費用（耐震改修工事及び部分耐震改修工事のために施工される部分を除く。）

2 補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合にあつては、消費税仕入控除税額を控除するものとする。

（補助金額）

第8条 補助金の助成額は、別表第1、別表2及び別表4により算出した金額を交付する。ただし、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、補助事業に着手する前に岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 木造住宅の建築の工事着手時期が推測できる書類
- (2) 木造住宅の登記簿謄本
- (3) 木造住宅の所有者と占有者（居住者）又は土地所有者とが異なる場合は、これらの利害関係者の補助事業実施に係る同意書

- (4) 付近見取図
- (5) 補助対象建築物の外観写真
- (6) 耐震改修工事物件調書（様式第2号）
- (7) 見積書及び見積内訳書の写し
- (8) 木造住宅の耐震診断の報告書の写し
- (9) 耐震改修工事においては、補強計画書の写し
- (10) 部分耐震改修工事にあつては、部分補強計画書の写し
- (11) 市税の完納証明書
- (12) 高齢者等が居住することを証する書類として市長が特に必要と認めるもの

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しない。

（決定通知）

第10条 規則第8条の規定による通知は、岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（計画変更等の承認）

第11条 規則第12条の規定による計画変更等の申請は、次の各号に掲げる変更等の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 補助金の交付決定額に変更が生じるとき 岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定額変更申請書（様式第5号）
- (2) 補助金の交付決定額に変更が生じないとき 岡山市木造住宅耐震改修等事業変更承認申請書（様式第6号）
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 岡山市木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）

2 市長は、前項の申請の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は変更することができる。

3 規則第12条の承認は、岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定変更通知書（様式第8号）又は岡山市木造住宅耐震改修等事業変更・中止（廃止）承認通知書（様式第9号）を補助事業者へ通知することにより行うものとする。

（着手届）

第12条 規則第15条に規定する着手届は、岡山市木造住宅耐震改修等事業着手届（様式第10号）に契約書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

（中間検査）

第13条 補助事業者は、中間工程の工事が完了したときは、岡山市木造住宅耐震改修等事業中間検査申請書（様式第11号）を市長に提出し、中間検査を受けなければならない。ただし、耐震シェルター等設置工事にあつては、この限りではない。

（完了検査）

第14条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、直ちに岡山市木造住宅耐震改修等事業完了届（様式第12号）を市長に提出し、完了検査を受けなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い期日までに、岡山市木造住宅耐震改修等事業実績報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績明細書（様式第14号）
 - (2) 領収書の写し
- （補助金の額の確定）

第16条 規則第17条に規定による通知は、岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付額確定通知書（様式第15号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第17条 規則第19条第2項に規定する請求は、岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書（様式第16号）を市長に提出して行わなければならない。

（公表）

第18条 市長は、本事業の耐震改修工事の結果を遅滞なく公表するものとする。ただし、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）第5条各号に定める情報は公表してはならない。

（取引上の報告）

第19条 補助事業を完了した者は、当該木造住宅を譲渡しようとするとき、貸与しているとき、又は貸与しようとするときは、譲受人となる者、賃借人又は賃借人になる者に、耐震改修工事の結果を報告しなければならない。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に補助金を交付すべき事由が生じ、かつ、施行日以降に工事が完了した事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

別表第1（第2条，第7条，第8条関係）

既存木造住宅の性能			耐震基準	補助対象経費	補助率	補助金交付限度額
耐震改修工事	耐震診断	上部構造評点 が1.0未満のもの	上部構造評点 が1.0以上	耐震改修工事に 要する費用	4／5	一住宅につき1,000千円を上限とする。
	既存住宅性能評価	耐震等級が1に 満たないもの	耐震等級が 1以上	耐震改修工事に 要する費用	4／5	一住宅につき1,000千円を上限とする。

別表第2（第2条，第7条，第8条関係）

既存木造住宅の性能			耐震基準	補助対象経費	補助率	補助金交付限度額
部分耐震改修工事	耐震診断	上部構造評点 が1.0未満のもの	岡山県が定める技術 基準における「部分 耐震性能」を有する こと	部分耐震改修工事に 要する費用 ただし，1世帯に つき1箇所までと する。	1／2	一住宅につき200千円（高齢者等にあつては，400千円）を上限とする。

別表第3（第2条関係）

補助対象となる耐震シェルター等の一覧

番号	分類	名称	会社名	備考
1	防災ベッド	ウッド・ラック (WOOD-LUCK)	新光産業株式会社	東京都「安価で信頼 できる耐震改修工 法・装置」の装置等 部門で選定
2	防災ベッド	介護用 防災フレーム	株式会社ニッケン鋼機	
3	防災ベッド	防災ベッドBB-002	株式会社ニッケン鋼機	
4	防災ベッド	安心防災ベッド枠A	フジワラ産業株式会社	
5	防災ベッド	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業株式会社	
6	防災ベッド	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店	
7	耐震シェルター	耐震シェルター 「レスキュールーム」	有限会社ヤマニヤマショウ	
8	耐震シェルター	耐震シェルター 耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業	
9	耐震シェルター	木造軸組耐震 シェルター「剛建」	有限会社宮田鉄工	
10	耐震シェルター	耐震TBシェルター 「鋼耐震」	株式会社東武防災建設	
11	耐震シェルター	つみつく ブロックシェルター	株式会社つみつく NP0法人つみっくらぶ	
12	耐震シェルター	シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所	
13	耐震シェルター	シェルキューブR	株式会社デリス建築研究所	
14	耐震シェルター	シェルターユニットバ ス（UB）	J 建築システム株式会社	
15	耐震シェルター	シェル太くん工法	株式会社ヤマヒサ	
16	耐震シェルター	耐震健康シェルター 「命守」	株式会社青ヒバの会ネットワ ーク	
17	耐震シェルター	耐震ベッド 「ウッド・ラック」 ひのき庵	新光産業株式会社	
18	耐震シェルター	減災寝室	有限会社扇光	
19	耐震シェルター	パネル式 耐震シェルター	SUS株式会社	

別表第4（第7条，第8条関係）

既存木造住宅の性能			耐震基準	補助対象経費	補助率	補助金交付限度額
耐震シェルター等設置工事費	耐震診断	上部構造評点が1.0未満のもの	1階部分に別表第3に定める耐震シェルター等を設置すること	耐震シェルターの購入，運搬及び設置に要する費用	1／2	一住宅につき100千円（高齢者等にあつては，200千円）を上限とする。
	既存住宅性能評価	耐震等級が1に満たないもの		防災ベッドの購入，運搬及び設置に要する費用	1／2	一住宅につき50千円（高齢者等にあつては，100千円）を上限とする。